

官報

昭和四十九年四月五日

第七十二回 参議院會議録第十六号

昭和四十九年四月五日(金曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十六号

昭和四十九年四月五日

午前十時開議

- 第一 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)
- 第二 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員

昭和四十九年四月五日 参議院會議録第十六号

長初村瀧一郎君。

審査報告書

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二日

農林水産委員長 初村瀧一郎

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、森林の有する国土保全、水源かん養、環境保全ないし国民の保健休養等の公益的機能及び木材生産等の経済的機能の発揚がますます重要となつてきたことにかんがみ、森林計画の計画事項、決定手続等を整備充実し、民有林における一定規模以上の開発行為に許可制を導入し、伐採の事前届出制度を整備し、森林施業計画の認定制度について従来の属人的なもの

のほかに属地的なものも認定できることとし、森林組合制度について、目的規定を整備し、事業範囲を拡大し、管理運営体制に関する規定を整備し、さらに森林組合の広域的な合併を促進してその体質の強化を図るため森林組合合併助成法の合併に関する計画の認定制度につきその適用期間を昭和五十三年三月三十一日まで延長しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、昭和四十九年度一般会計予算に四億四千四百八十八万一千円が計上されてゐる。

附帯決議

政府は、わが国の森林及び林業をめぐる諸条件がますますきびしいことに対処して、その期待される経済的機能及び公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、本法の施行にあたつては、左記事項について遺憾なく措置すべきである。

記

一、森林計画については、施策推進の指針として、国有林及び民有林並びに国及び地方との連携を密にしてその実効を期するため、その計画内容及び決定手続に関して適正な運用を図るとともに、森林計画の実施に必要な措置の確保を図ること。

二、森林の開発規制措置については、保安林制度との連携に努め、国土利用に関する諸計画との調和を図るとともに、その具体的な運用基準を明確にし、執行体制を整備し、本制度創設の趣旨を徹底するなど、森林の保護及び森林生産力の増進に留意しつつその適正な運用を期すること。

三、造林を推進し、造林後の保育管理の適正を期するため、関係諸施策の体系化と充実を図るとともに、森林災害の予防及び被災対策の整備を促進すること。

四、森林組合は、林業が主産業の山村地帯において、地元森林所有者がその諸条件の変動に自主的かつ積極的に協同して対応する組織として、事業運営の適正を図りつつ一そうその体質の改善強化に努めるとともに、その推移に適合した組合制度の整備を期すること。

五、林業労働に従事する者の福祉を向上してその安定的な確保を図るため、その社会保障措置の

拡充、労働災害と職業病発生の防止等を始め、労働環境の改善及び労働条件の向上を図る措置の強化に努めること。

六、森林の公益的機能の重要性と森林の低い私経済的収益性に対処して、森林を保全する経費に対する公的負担の拡大等合理的な措置の検討を積極的に推進すること。

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

第七十一回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和四十九年二月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 営林の助長及び監督(第四

条―第二十四条)を「第二章 森林計画等(第四

条―第十條の四)及び監督(第十條の五―第二十四條)に、

第十五条」を「第八十五條の二」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 森林計画等

第四條第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 森林の土地の保全に関する事項

昭和四十九年四月五日 参議院會議録第十六号

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

四七六

機関の長及び都道府県知事」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「変更しようとするときは」の下に「関係行政機関の長に協議し、かつ」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第五條第一項中「民有林につき、森林計画區別に」を「森林計画區別に、その森林計画區に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき」に改め、同条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

第五條第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 その対象とする森林の区域

第五條第五項中「公表するとともに」の下に「関係市町村長に通知し、かつ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「都道府県森林審議会」の下に「及び関係市町村長」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

第七條第一項中「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。

第八條中「立木竹」の下に「又は土地」を加え、「（以下「森林所有者等」という。）」を削り、「施業する」を「施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をする」に改める。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第二項中「森林所有者等は、民有林」を「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、地域森林計画の対象となつて民有林」に、「伐採の届出書」を「森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採跡その他省令で定める事項を記載した伐採の届出書」に改め、同項第一号の二中「次条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同号を同項第一号の三とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

第十條の次に次の三條を加える。

（開発行為の許可）

第十條の二 地域森林計画の対象となつて民有林（第二十五條の規定により指定された保安林並びに第四十一條の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三條の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定める手続に従ひ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しななければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に關する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続増進及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

13 4 第一項の許可には、条件を附することができ。

14 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限られ、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（監督処分）

第十條の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第三項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受け開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な

行為をすべき旨を命ずることができる。

（適用除外）

第十條の四 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林大臣の指定するものその他省令で定める森林には適用しない。

第二條の二 営林の助長及び監督

（施業の勧告）

第十條の五 都道府県知事は、森林所有者等がその森林の施業につき地域森林計画を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

（伐採の計画の変更命令等）

第十條の六 都道府県知事は、第十條第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採跡に關する計画が地域森林計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行なわれる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

3 都道府県知事は、第十條第一項の規定により届出書を提出した者の行なつている伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採跡に關する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採の計画に従つて伐採すべき旨を命ずることができる。

第十八條第一項中「数人共同して」の下に「次に掲げる森林につき」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部

二 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林施業の合理化を図るためには森林所有者が共同して施業することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するもの

第十八条第二項中「この場合において」の下に「当該森林施業計画が同項第一号に掲げる森林に係るものであるときは」を加え、「当該森林所有者が定める」を「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」とし、「共同して」とを「共同して」とし、当該森林施業計画が前項第二号に掲げる森林に係るものであるときは、第十一条第二項中「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」とあるのは「当該森林所有者が共同して定めると、同条第五項第一号中「森林施業計画の対象とする森林（政令で定めるものを除く。）の規模に応じ、森林生産の保護」とあるのは「森林生産の保護」と、第十二条第一項中「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には、共同して（当該認定森林所有者のうち当該森林施業計画の対象とする森林につき森林所有者でなくなつた者があつたときは、その者を除き共同して）」と、同項第一号中「森林所有者でなくなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範囲が異なることとなつた場合」とあるのは「森林所有者でなくなつた場合」と、同条第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とに改める。

第二十條を次のように改める。

第二十四條中「試験研究の目的に供している森林であつて農林大臣の指定するものその他省

令で定める」を「第十条の四に規定する」に改める。

第二十五條第一項中（昭和三十一年法律第一号）を削る。

第七十四條第一項中「と森林生産力の増進とを圖り、あわせて」及び「森林生産力の増進並びに」に「期するを」を「図る」に改める。

第七十九條第二項第三号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 組合員の生産する環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。以下同じ。）の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売
第七十九條第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

五の三 組合員の行なう林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡、貸付け又は交換

第七十九條第二項第六号の二を第六号の四とし、第六号の次に次の二号を加える。

六の二 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

六の三 組合員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設

第七十九條第四項中「組合は」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条第七項中「施設」の下に「（次項の規定によるものを除く。）」を加え、「組合員以外の者が」を「組合員並びに他の施設組合及びその組合員が」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一号を加える。

七 組合員に出資をさせる施設組合（以下「出資施設組合」という。）は、組合員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業を行なうことができる。

第七十九條に次の二項を加える。

九 施設組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める営利を目的としない法人に第一項第一号に掲げる事業その他省令で定める事業を利用させることができる。

十 第一項第二号に掲げる事業を行なう組合（第八十五條の二の規定に基づき当該事業を行なう施設組合を除く。以下「生産組合」という。）は、同号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 環境緑化木の生産
二 森林を利用して行なう農業
三 前二号の事業に附帯する事業

第八十條第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二」を加える。

第六章第二節第一款中第八十五條の次に次の一条を加える。

（森林の経営）
第八十五條の二 出資施設組合は、第七十九條第一項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上の書面による同意を得て、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期するためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれにあわせて経営することを相当とする

その組合の地区外にあるものにつき、森林の経営（委託又は信託を受けて行なうものを除く。）及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

二 出資施設組合の行なう前項の事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

第八十六條第一項第一号中「森林所有者」の下に「（森林所有者と同一の世帯に属する者で当該森林所有者が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行なうもののうち、当該森林所有者が指定する一人の者を含む。次号及び第五十六條において同じ。）」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 森林所有者が主たる構成員又は出資者となつて行なう団体（前号に掲げる者を除く。）
第八十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる事業を行なう組合（以下「生産組合」という。）」を「生産組合」に改める。

第八十七條第二項中「組合員」の下に「又は組合員と同一の世帯に属する者」を加える。

第八十八條の次に次の一条を加える。

（回出資金）
第八十八條の二 出資施設組合は、前条の規定による出資のほか、定款で定めるところにより、組合員に対しその組合事業の利用分益に応じて配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資させることができる。

二 組合員は、前項の規定による出資（以下「回出資金」という。）の払込みについて、相殺をもつて出資施設組合に対抗することができる。

昭和四十九年四月五日 参議院會議録第十六号

森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

四七八

第九十四条及び第九十六条第一項中「組合」を「施設組合」に改める。

第三十三条第一項ただし書中「第六号まで」を「第六号の三まで」に改める。

第八八条の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「又は監事」を「監事、参事又は会計主任」に改める。

第一百五十五条第二項第四号中「払込済出資額」の下に「(回転出資金の額を除く。以下同じ。)」を加える。

第一百六条第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

第一百八条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官」とあるのは、「行政庁ハ利害関係人」と読み替えるものとする。

第一百八条の次に次の二条を加える。

(参事及び会計主任)

第一百八条の二 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項並びに第三十九条から第四十二条まで(支配人)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二十号)第五十一条から第五十三条条まで(支配人の登記)の規定を準用する。

第一百八条の三 組合員(准組合員を除く)は、総組合員(准組合員を除く)の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、

理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第二百三十三条第三項中「組合員の総数の四分の一」を「その選挙の時にける組合員の総数の四分の一(その総数が八百人をこえる組合にあつては、二百人)」に改め、同項ただし書及び同条第五項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十条第五項中「五人」とあるのは、「二人」と読み替えるものとする。

第二百三十三条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散又は合併の議決をすることができない。

第二百二十六条第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

第二百二十七条第二項中「年五分」を「年八分以内において政令で定める割合」に改め、同条第三項中「応じてし、なお剰余があるときは、」を「応じ、又は」に改める。

第二百二十八条の次に次の一条を加える。

(回転出資金による損失のてん補)

第二百二十八条の二 出資施設組合は、回転出資金を損失のてん補に充てることができる。

2 出資施設組合は、回転出資金を損失のてん補に充ててなお残額がある場合には、その払込みに充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときにこれを払い戻さなければならない。ただし、当該期間内に、総会において払い戻すべき旨の議決をしたとき又は組合員が脱退したときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならない。

い戻さなければならない。

第二百二十九条中「前三条」を「前四条に、」処理するために従わなければならない自己資本の額、余剰金の運用及び資金の貸付に関する基準」を「処理するための基準として従わなければならない事項」に改める。

第二百五十四条第一項第四号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 所屬員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

第二百五十四条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

六の三 所屬員の行なう林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む)の売渡し、貸付け又は交換

第二百五十四条第一項第七号の次に次の三号を加える。

七の二 所屬員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

七の三 所屬員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設

七の四 所屬員のための森林施業計画の作成

第二百五十四条第二項中「連合会」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条第五項中「施設」の下に「(次項の規定によるものを除く。)」を加え、「所屬員以外の者が」を「所屬員並びに他の連合会及びその所屬員以外の者が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 会員に出資をさせる連合会(以下「出資連合会」という)は、第一項に掲げる事業のほか、所屬員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されること

が相当と認められるもの(これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。))の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所屬員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し(当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む)の事業をあわせ行なうことができる。

第二百五十四条に次の一項を加える。

7 連合会は、所屬員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める営利を目的としない法人に第一項第四号に掲げる事業その他省令で定める事業を利用させることができる。

第二百五十五条に次の一号を加える。

三 組合又は連合会が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人(前二号に掲げる者を除く。)

第二百五十五条の次に次の一条を加える。

(議決権及び選挙権)

第二百五十五条の二 会員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。ただし、前条第二号又は第三号の規定による会員(以下「准会員」という)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従ひ、定款で定めるところにより、その会員に対して、当該会員が組合である場合にあつては当該組合の組合員(准組合員を除く)の数、当該会員が連合会である場合にあつては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員(准組合員を除く)の数及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

3 各会員は、第一項ただし書及び前項の規定

にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用については、平等の議決権を有するものとみなす。

4 会員の議決権及び選挙権の行使については、第九十条第三項から第六項までの規定を準用する。

第百五十九条第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二」を、「第百五十四条第一項第四号」の下に「又は第四号の二」を加え、同条第二項中「第百五十五条」を「第百五十五条及び第百五十五条の二」に改め、「第百五十八条から第百五十九条まで及び第九十七条から第九十九条まで及び第九十七号から第九十九号まで」を「第百五十八条から第九十九号まで及び第九十七号から第九十九号まで」に改め、同条第三項中「第百五十八条」を「第百五十八条の二」に、「第六号」を「第六号の三」に、「第七号」を「第七号の三」に、「第百八条中」を「第百八条第五項中」一人」とあるのは「一人（第百五十五条の二第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、「第百八条中」に改め、同条第四項中「第百八条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第五項中「読み替える」を「同条第三項中「第百五十五条第九項本文」とあるのは「第百五十六条本文」と読み替える」に改める。

第百六十条第一項中「会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）」を「出資連合会」に改め、同条第二項第五号中「払い込んだ出資」を「払込済出資額」に改める。

第百六十三条第二項中「払い込んだ出資」を「払込済出資額」に改める。

第百七十二条第二項を次のように改める。
2 行政庁が組合又は連合会の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政庁の嘱託によつてする。

第百七十八条中（昭和三十八年法律第百二十五号）を削る。

第百八十一条中「連合会に対し」の下に「期間を定めて」を加え、同条に次の一項を加える。

2 組合又は連合会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

第百八十二条を次のように改める。

（行政庁による解散命令）

第百八十二条 次の場合には、行政庁は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一 組合又は連合会が法律の規定に基づいて行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二 組合又は連合会が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合又は連合会が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

2 行政庁は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該組合又は連合会に対し、あらかじめ、命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならぬ。

第百八十四条の次に次の一条を加える。

（組合及び連合会に対する助言、指導等）

第百八十四条の二 国及び都道府県は、組合及び連合会に対して、その行なう事業を通じ、この法律に定める他の措置と相まって森林の有する公益的機能の維持増進が図られるように、その健全な運営と発達について助言及び指導を行なう等必要な配慮をするものとする。

第百九十一条中「第二十五条」を「第十条の二、第二十五条」に改め、同条の次に次の一条を加

える。

（農林大臣及び都道府県知事の援助）

第百九十一条の二 農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうように努めるものとする。

第百九十七条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百九十八条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百一条第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百三条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百五条第一項中「一万円」を「五万円」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「三万円」を「十万円」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第二百六条を次のように改める。
第二百六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第十条の二第一項の規定に違反し、開発行為をした者
二 第十条の三の規定による命令に違反した者

三 第三十四条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者
四 第三十四条第二項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

五 第三十八条の規定による命令に違反した者

第二百七条中「二万円」を「十万円」に改め、第二号を削り、第一号を第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 第十条第一項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者
二 第十条の六第三項の規定による命令に違反した者

第二百八条中「一万円」を「五万円」に改める。

第二百九条中「五万円」を「三万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二百十條第一項中「一万円」を「二十万円」に改める。

第二百十一条中「二千元」を「三万円」に改める。

第二百十四条中「一万円」を「三万円」に改め、同条第二号中「第七項」を「第八項」に、「若しくは第五項」を「若しくは第六項」に改め、同条第八号中「第百七十七条第五項」の下に「又は第百八条の三第四項」を加え、「第百五十九条第三項」を「以上の各規定を第百五十九条第三項」に改める。

第二百十五條中「千元」を「一万円」に改める。
第二条 森林法の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「事項」の下に「地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、」を加え、第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項
第五条第二項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の

昭和四十九年四月五日 参議院會議録第十六号

次に次の一号を加える。

二 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項

(森林組合併助成法の一部改正)

第三條 森林組合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「昭和四十二年十二月三十一日まで」の下に「及び森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九号)附則第一條第一号に規定する規定の施行の日から昭和五十三年三月三十一日まで」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一條中森林法第四條、第五條、第七條第一項及び第十八條の改正規定、第三條の規定並びに次條の規定 公布の日

二 第二條の規定及び附則第三條の規定 昭和四十九年四月一日

(検討)

第二條 政府は、森林組合の組織及び機能について検討を加え、その結果に基づいて法例の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(全国森林計画及び地域森林計画に係る経過規定)

第三條 附則第一條第一号に規定する規定の施行の際現に第一條の規定による改正前の森林法(以下「旧法」という)第四條又は第五條の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、第一條の規定による改正後の森林法(以下「新法」という)第四條又は第五條の

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

附則第一條

2 農林大臣は、前條第一号に規定する規定の施行の日から起算して九十日以内に、同号に規定する規定の施行の際現に旧法第四條の規定によりたてられている全国森林計画を変更し、かつ、その概要を公表しなければならない。この場合には、新法第四條第二項、第三項、第五項及び第六項(全国森林計画の概要の公表に関する部分を除く。)の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、前條第一号に規定する規定の施行の際現に旧法第五條の規定によりたてられている地域森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新法第五條第二項、第三項、第五項及び第六項(地域森林計画の公表に関する部分を除く。)並びに第七條の規定を準用する。

附則第一條

第三條 附則第一條第二号に規定する規定の施行の際現に第二條の規定による改正前の森林法(以下「旧法」という)第四條又は第五條の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、第二條の規定による改正後の森林法(以下「新法」という)第四條又は第五條の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

2 農林大臣は、附則第一條第二号に規定する規定の施行の日から起算して一年以内に、同号に規定する規定の施行の際現に旧法第四條の規定によりたてられている全国森林計画を変更し、かつ、その概要を公表しなければならない。この場合には、新森林法第四條第二項、第三項、第五項及び第六項(全国森林計画の概要の公表に関する部分を除く。)の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計画につき同項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して九十日以内に、附則第一條第二号に規定する規定の施行の際現に旧法第五條の規定によりたてられている地域森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならない。この場合には、新森林法第五條第二項、第三項、第五項及び第六項(地域森林計画の公表に関する部分を除く。)並びに第七條の規定を準用する。

第四條 この法律の施行の際現に開行行為(新法第十條の二第一項の開行行為をいう。以下同じ)を行なつてゐる者は、当該開行行為について同項の許可を受けたものとみなす。

(仮理事の選任に係る経過規定)

第五條 この法律の施行前に裁判所が請求を受けた旧法第百十八條(旧法第百五十九條第三項において準用する場合を含む。)において準用する民法第五十六條の規定による仮理事の選任については、なお従前の例による。

(総代会に係る経過規定)

第六條 この法律の施行の際現に設けられている総代会については、この法律の施行の際現に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

(解散命令に係る経過規定)

第七條 この法律の施行前に裁判所が申立てを受けた旧法第百八十二條第一項の規定による事件については、なお従前の例による。

(罰則に係る経過規定)

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の二十二第四項第九号及び第七十三條の七第十号中「第八十六條第二項」を「第七十九條第十項」に改める。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)

第十條 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改める。

第三條中「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十一條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一條第一項及び第七十八條の二中「第七十九條第一項第二号」を「第七十九條第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十二條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

四八〇

第二号に改める。

〔初村謙一郎君登壇、拍手〕

○初村謙一郎君 たいだいま議題となりました森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林の有する経済的機能と公益的機能とを総合的かつ高度に發揮せしむるため、森林計画制度について計画事項、計画の立て方及び決定手続を改善し、森林の開発許可制度を創設し、伐採届け出制度を強化し、森林施業計画認定制度に属地主義の手法を加え、森林組合について目的規定の整備、事業範囲の拡大及び管理運営体制の整備を行ない、以上の森林法の改正に加えて、森林組合併助成法による合併に関する認定制度の適用期限を昭和五十三年三月末まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、森林の保全に関する施策の方向、森林の公益的機能に対する受益者負担、民有林行政の強化、造林不振の要因と対策、木材の需給と価格の見通し、林業労働対策、国有林問題等の一般的な事項をはじめ、森林の開発規制につきまして、損失補償の要否、国、地方公共団体等が行なう開発行為の適用除外、開発行為の許可基準、地方公共団体が条例等により行なっている開発規制との関連等が問題になりましたほか、森林組合のあり方と単独立法化、森林計画制度の運用、森林施業計画認定制度の普及その他改正事項をめぐって諸般の質疑が行なわれました。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、森林計画制度及び森林の開発規制の適正な運用、森林組合の強化その他六項目につきまして全会一致をもって附帯決議を行ないました。

昭和四十九年四月五日 参議院会議録第十六号

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

日程第三 法務省設置法の一部を改正する法律案

案 (いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長寺本広作君。

審査報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案 右は多数をもって別紙の通り修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二日 内閣委員長 寺本 広作 参議院議長 河野 謙三殿

附則を次のように改める。

附則 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第七条及び第八条の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由。 本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、内廷費の定額一億二千二百万円を一億三千四百万円に、皇族費算出の基礎となる定額千円を千二百円に改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

皇室経済法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

昭和四十九年四月五日 参議院会議録第十六号

なお、施行期日について別紙の修正を行なつた。

一、費用

本法律施行に要する経費は、三千五百七十九万円であつて、昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年二月二十八日 衆議院議長 前尾繁三郎 参議院議長 河野 謙三殿

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

法務省設置法の一部を改正する法律案 法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第四項中「民事行政部」の下に「東京法務局については、民事行政第一部及び民事行政第二部とする。」を加える。

第十三条の十一第二項中「通り」とし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十二の通りとする。」とおりとするに改め、同条第三項中「及び出張所の」を「の内部組織並びに出張所の名称、位置及び」に改める。

別表三 三國館地方事務所の項中「亀田市」を削る。

中 福岡入国管理事務所所管津浦出張所 唐津市

別表十二を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の二第四項の改正規定は、昭和四十九年四月一日から施行する。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六條第七項中「懲戒機関」の下に「入国管理事務所の出張所」を加える。

第七条中「一億二千二百万円」を「一億三千四百万円」に改める。

第八条中「千円」を「千二百円」に改める。

附則

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

法務省設置法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年三月二十九日 衆議院議長 前尾繁三郎 参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

福岡入国管理事務所所管津浦出張所 唐津市

福岡入国管理事務所伊万里出張所 伊万里市

に改める。

に改める。

に改める。

に改める。

に改める。

に改める。

に改める。

に改める。

昭和四十九年四月五日 参議院會議録第十六号

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案外一件

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

四八二

〔寺本広作君登壇、拍手〕

○寺本広作君 たいだいま議題となりました二件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、最近における経済情勢、なかんずく物価の趨勢及び国家公務員給与の引き上げ等の事情にかんがみ、内廷費の定額一億二千二百万円を一億三千四百万円に、皇族費算出の基礎となる定額千円を千二百円に、それぞれ改定しようとするものであります。

内閣委員会におきましては、天皇の憲法上の地位、昨今の情勢下における皇室のあり方、天皇の訪米問題、内廷費・皇族費改定の算出基礎等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わって、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して岡本委員より、本法案の施行期日を公布の日とし、本年四月一日にさかのぼって適用することに修正の上、賛成する旨の発言がありました。

次いで、修正案並びに修正部分を除く原案につき順次採決の結果、いずれも多数をもって可決され、本法案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案は、最近における登記事務等の増大に対処し、事務処理体制を整備するため、東京法務局の民事行政部を二部制に改組するとともに、出入国管理行政の円滑化をはかるため、伊万里市に出入国管理事務所の出張所を設置しようとするものであります。

なお、本法案については、衆議院におきまして、入国管理事務所の出張所設置を省令に委任する規定を削除し、福岡入国管理事務所に伊万里港出張所を設置する等の修正が行なわれております。

内閣委員会におきましては、登記事務の現状とその近代化計画及び職員数、東京法務局改組の理由、登記所の適正配置についての基本方針、登記行政のサービスの問題、再入国期限の切れた外国人の入国問題等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わって、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、自民、社会、公明、民社、共産の各党共同提案にかかる登記事務職員の増員及び登記所の適正配置についての附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長金井元彦君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年三月二十二日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

沖繩振興開發特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中下水道の項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の沖繩振興開發特別措置法別表の規定は、昭和四十九年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用し、昭和四十八年度以前の年度分の予算に係る国の負担金及び補助金で、昭和四十九年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔金井元彦君登壇、拍手〕

○金井元彦君 たいだいま議題となりました沖繩振興開發特別措置法の一部を改正する法律案について、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の結果を御報告いたします。

沖繩における流域下水道の設置または改築に要する費用に対する国の補助割合は、本土一般が二分の一であるのに対し、沖繩振興開發特別措置法によつて三分の二以内とする特別措置が設けられておりますが、今回、昭和四十九年度予算において本土一般についての国の補助割合が三分の二、終末処理場については四分の三に引き上げられることとなりますので、本案は沖繩振興開發計画に基づき下水道整備事業についてもその引き上げられた割合によることとし、規定の整備を行なうとするものであります。

委員会におきましては、振興開発計画の進捗状況と産業開発の今後の方向、下水道事業の整備状況と今後の施策、不発弾の処理と爆発事故による被害者の救済対策等について質疑がありました。その詳細は会議録に譲ることを御了承願います。

質疑を終わって、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しまして、政府は、(一)地籍未確定問題を解消するため土地調査をすみやかに完了するようつとめること、(二)沖繩振興開發の推進にあつては産業の均衡ある発展につとめ、環境保全、埋蔵文化財の保護に適切な措置を講ずること、(三)国の補助事業については自治体の財政負担の軽減につとめること、(四)不発弾のすみやかな処理につとめ、不発弾事故被害者の救済に万全を期すること等の附帯決議を付しております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第五 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長宮崎正雄君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年三月二十六日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。

2 この法律は、国際海運に従事し得る船舶の建造の需要の動向及びその建造の能力並びに我が国の国際海運に必要な船舶の整備の状況に照らして、船舶の建造についての調整を行わなくとも我が国の国際海運の健全な発展に支障を生じないと認められるに至つたときは、速やかに廃止するものとする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔宮崎正雄君登壇、拍手〕

○宮崎正雄君 ただいま議題となりました臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

臨時船舶建造調整法は、わが国の外航船舶の整備を円滑に行なうため、臨時に外航船舶の建造を運輸大臣の許可制としていたものでありまして、その有効期間は昭和五十年三月三十一日までとなつております。

資源に乏しいわが国が列国に伍して発展していくためには、今後とも、原材料を中心とする膨大な輸出入物資の安定輸送をはかることが必要であり、引き続き商船隊を整備していく必要があり、また、一方におきまして、最近のわが国造船業に對する外航船舶の建造需要は非常に旺盛であり、特に外国船主の発注が多く、そのため国内船舶の建造の船台を適切に確保することが現行の許可制の延長なくしては困難になる状況にあります。

以上の理由から、今回、本法の有効期間を、船舶の建造調整を行わなくともわが国の国際海運の健全な発展に支障を生じないと認められる状態になるまでの当分の間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、本法の期限の延長の理由及び廃止時期の見通し、わが国造船業の建造能力その他海運及び造船に関する各般の問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第六 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長川村清一君。

村清一君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年二月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔川村清一君登壇、拍手〕

○川村清一君 ただいま議題となりました法律案について、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵便貯金の預金者貸し付けの限度額を現行の十万円から二十万円に引き上げようとするものであります。

通信委員会におきましては、郵便貯金の預金者貸し付け制度の拡充改善策、インフレ高進下における郵便貯金の目減り対策、郵便貯金の財形貯蓄制度への参入促進等について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。本日はこれにて散会いたします。
午前十時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三二君

塩出 啓典君	喜屋武眞榮君
野末 和彦君	山田 勇君
藤原 房雄君	栗林 卓司君
藤井 恒男君	青島 幸男君
峯山 昭範君	沢田 実君
木島 則夫君	矢追 秀彦君
三木 忠雄君	阿部 憲一君
黒柳 明君	柏原 ヤス君
原田 立君	中沢伊登子君
中尾 辰義君	宮崎 正義君
中村 利次君	熊谷太三郎君
多田 省吾君	小平 芳平君
小山邦太郎君	中西 一郎君
寺下 岩蔵君	平井 卓志君
中村 登美君	松岡 克由君
細川 護照君	橋本 繁蔵君
中村 慎二君	柴立 芳文君
高橋 邦雄君	嶋崎 均君
松垣徳太郎君	河口 陽一君
橘 直治君	岡本 悟君
高橋雄之助君	山内 一郎君
温水 三郎君	大森 久司君
植木 光教君	植竹 春彦君
木内 四郎君	新谷寅三郎君

昭和四十九年四月五日 参議院會議録第十六号 議長の報告事項

上原 正吉君	古池 信三君	久保田藤麿君	寺本 広作君	議長の報告事項	同	寺下 岩藏君
松平 勇雄君	青木 一男君	戸叶 武君	鶴岡 哲夫君	去る三月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同	小柳 勇君
高橋文五郎君	楠 正俊君	伊藤 五郎君	平島 敏夫君	内閣委員	同	中村 波男君
柳田桃太郎君	山本茂一郎君	山下 春江君	中村 英男君	地方行政委員	同	柏原 ヤス君
石本 茂君	志村 愛子君	森 勝治君	徳永 正利君	外務委員	同	小平 芳平君
古賀雷四郎君	黒住 忠行君	田口長治郎君	八木 一郎君	大蔵委員	同	栗林 卓司君
河本嘉久蔵君	金井 元彦君	羽生 三七君	中村 波男君	同	同	須藤 五郎君
川野辺 静君	今泉 正二君	辻 一彦君	佐々木静子君	同	同	野末 和彦君
世耕 政隆君	佐藤 隆君	須原 昭二君	小谷 守君	同	同	橋本 繁蔵君
竹内 藤男君	原 文兵衛君	神沢 淨君	鈴木美枝子君	同	同	林田悠紀夫君
龜井 善彰君	菅野 儀作君	宮之原貞光君	加藤 進君	同	同	大松 博文君
佐田 一郎君	藤田 正明君	川村 清一君	小野 明君	同	同	工藤 良平君
西村 尚治君	岩動 道行君	山崎 昇君	星野 力君	同	同	藤原 房雄君
土屋 義彦君	内藤普三郎君	塚田 大願君	林 虎雄君	同	同	喜屋武眞榮君
平泉 涉君	鍋島 直紹君	小林 武君	瀬谷 英行君	同	同	中村 利次君
増原 恵吉君	米田 正文君	矢山 有作君	渡辺 武君	社会労働委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同
小笠 公昭君	柴田 栄君	竹田 現照君	鈴木 強君	農林水産委員	同	同
大竹平八郎君	郡 祐一君	大矢 正君	小柳 勇君	商工委員	同	同
後藤 義隆君	堀本 宜実君	岩間 正男君	藤田 進君	運輸委員	同	同
柳木 享弘君	古武 恵市君	村田 秀三君	加瀬 完君	同	同	同
長屋 茂君	若林 正武君	法務大臣	中村 梅吉君	同	同	同
田 英夫君	片山 正英君	農林大臣	倉石 忠雄君	同	同	同
梶木 又三君	工藤 良平君	運輸大臣	徳永 正利君	建設委員	同	同
初村瀧一郎君	星野 重次君	郵政大臣	原田 憲君	同	同	同
稻嶺 一郎君	前川 旦君	国務大臣	小坂徳三郎君	同	同	同
佐藤 一郎君	茜ヶ久保重光君	総理府総務長	同	同	同	同
杉山善太郎君	野々山一三君	官(沖繩開発庁長)	同	同	同	同
田中寿美子君	宮崎 正雄君	同	同	同	同	同

[illegible]

農林水産委員	渡辺一太郎君	懲罰委員	鍋島直昭君	同	岩間正男君
同	小笠原貞子君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同	加藤進君	高橋邦雄君
商工委員	江藤智君	地方行政委員	同	喜屋武眞榮君	沢田実君
運輸委員	竹内藤男君	法務委員	議院運営委員	川野辺静君	大蔵委員
同	高橋雄之助君	大蔵委員	同	内田善利君	農林水産委員
同	中西一郎君	農林水産委員	懲罰委員	小林国司君	同
同	高橋邦雄君	同	同日委員会において選任した理事は左の通りである。	同	同
通信委員	野坂参三君	同	同日委員会において選任した理事は左の通りである。	同	同
予算委員	橋本繁藏君	同	決議委員会	同	同
同	川野辺静君	同	決算委員会	同	同
同	瀬谷英行君	同	理事 橋本繁藏君（橋本繁藏君の補欠）	同	同
同	工藤良平君	同	理事 中尾辰義君（中尾辰義君の補欠）	同	同
同	堀出啓典君	同	理事 加藤進君（加藤進君の補欠）	同	同
同	藤原房雄君	同	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	同	同
同	木島則夫君	通信委員	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	同	同
同	加藤進君	予算委員	原子爆弾被爆者援護法案（大原亨君外十三名提出）	同	同
同	岩間正男君	同	出）	同	同
同	喜屋武眞榮君	同	国有林労働者の雇用の安定に関する法律案（川保健二郎君外九名提出）	同	同
同	内藤普三郎君	同	失業保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（森井忠良君外九名提出）	同	同
決算委員	小林国司君	同	去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同	同
同	佐田一郎君	同	可した。	同	同
同	佐藤一郎君	同	内閣委員	同	同
同	中村波男君	同	田中茂穂君	同	同
同	柏原ヤス君	同	源田実君	同	同
同	杏脱タケ子君	決算委員	今春聰君	同	同
同	野末和彦君	同	中村波男君	同	同
同	岩動道行君	同	同	同	同
同	峯山昭範君	同	同	同	同
議院運営委員	同	同	同	同	同

同	前川 旦君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同	野末 和彦君
同	小笠原貞子君		同	鈴木 力君
同	源田 実君	公害対策及び環境保全特別委員 高山 恒雄君	同	佐々木静子君
大蔵委員	鈴木 一弘君	科学技術振興対策特別委員 中村 利次君	同	岩間 正男君
農林水産委員	沢田 実君	同日委員会において選任した理事は左の通りである。	同	喜屋武眞榮君
同	中尾 辰義君		同	川野辺 静君
同	今 春聰君	内閣委員会	同	松垣徳太郎君
同	塩出 啓典君	理事 岡本 悟君（岡本悟君の補欠）	同	内田 善利君
通信委員	岩間 正男君	農林水産委員会	同	松永 忠二君
建設委員	田中 茂穂君	理事 高橋雄之助君（高橋雄之助君の補欠）	同	懲罰委員
同	中村 波男君	運輸委員会	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
予算委員	鈴木 強君	理事 山崎 竜男君（山崎竜男君の補欠）	同	源田 実君
同	竹田 四郎君	予算委員会	同	今 春聰君
同	鈴木 一弘君	理事 木島 則夫君（木島則夫君の補欠）	同	田中 茂穂君
同	木島 則夫君	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	同	中村 波男君
同	田淵 哲也君	作業環境測定法案	同	岩間 正男君
同	渡辺 武君	同日委員長から左の報告書が提出された。	同	田中 茂穂君
決算委員	小林 国司君	森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案（第七十一回国会閣法第一一九号）可決報告書	同	中村 波男君
同	佐田 一郎君	皇室経済法施行法の一部を改正する法律案修正議決報告書	同	林田修紀夫君
同	佐藤 一郎君	同日内閣総理大臣から議長宛、去る三月四日付をもつて人事官佐藤正典君は任期満了により退職し、また去る一日付をもつて気象庁長官高橋浩一郎君は退職したのでその政府委員はいずれも自然	同	大松 博文君
同	栗林 卓司君		同	竹田 四郎君
同	岩間 正男君		同	鈴木 強君
同	中村 利次君		同	前川 旦君
懲罰委員	鍋島 直紹君		同	羽生 三七君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。			同	鈴木 一弘君
公害対策及び環境保全特別委員	中村 利次君		同	沢田 実君
科学技術振興対策特別委員	高山 恒雄君		同	田代富士男君
			同	田淵 哲也君
			同	星野 力君

同	藤田 進君	送した。	農林水産委員	佐藤 隆君	同	中村 利次君
同	佐々木静子君	ジョルジュ・ボンビドゥー大統領逝去の報に接し、まことに哀惜の念にたえません。この偉大なる指導者の逝去は、フランス及びフランス国民のみならず、全世界にとつてはかり知れない損失であります。ここにつつしんで、深甚なる哀悼の意を表します。	同	棚辺 四郎君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
同	鈴木 力君		運輸委員	平泉 渉君		
同	堀出 啓典君		同	渡辺 一太郎君	内閣委員	佐藤 隆君
同	藤原 房雄君		同	岩本 政一君	同	棚辺 四郎君
同	内田 善利君		同	菅野 儀作君	同	菅野 儀作君
同	中沢伊登子君		通信委員	迫水 久常君	同	寺下 岩藏君
同	小笠原貞子君	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。	同	長田 裕二君	同	藤田 進君
同	喜屋武眞榮君		建設委員	小笠原貞子君	地方行政委員	長田 裕二君
決算委員	羽生 三七君		同	寺下 岩藏君	法務委員	中村 波男君
同	前川 且君	人事官 加藤 六美君	予算委員	松田 進君	外務委員	渡辺 一太郎君
同	春日 正一君	気象庁長官 毛利圭太郎君	同	藤田 進君	同	岩本 政一君
同	野末 和彦君	同日内閣総理大臣から議長宛、人事官加藤六美君外一名(同日議長承認)を第七十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同	松永 忠二君	同	小笠原貞子君
議院運営委員	林田修紀夫君		同	戸叶 武君	文教委員	迫水 久常君
同	大松 博文君		同	鈴木 力君	同	平泉 渉君
同	田代富士男君	昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同	小柳 勇君	農林水産委員	田中 茂穂君
懲罰委員	中村 波男君		同	佐々木静子君	同	今 春穂君
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを公職選挙法改正に關する特別委員会に付託した。			同	藤原 房雄君	運輸委員	稲嶺 一郎君
公職選挙法の一部を改正する法律案(佐藤観樹君外五名提出)			同	内田 善利君	同	八木 一郎君
同日委員長から左の報告書が提出された。			同	中沢伊登子君	同	源田 実君
沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書			同	小笠原貞子君	通信委員	中村 登美君
同日議長は、ジョルジュ・ボンビドゥー・フランス共和国大統領の逝去に対して弔意を表するため、アラン・ポエール同国上院議長宛、左の弔電を發			同	渡辺 武君	同	高橋 邦雄君
			同	寺下 岩藏君	同	星野 力君
			同	須原 昭二君	建設委員	郡 祐一君
			同	峯山 昭範君	予算委員	寺下 岩藏君
			同	栗林 卓司君	同	鈴木 強君
			同	加藤 進君	同	神沢 浄君
			同	大松 博文君	同	森中 守義君

同	西ヶ久保重光君	律案
同	須原 昭二君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。
同	竹田 四郎君	沿岸漁場整備開発法案
同	峯山 昭範君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
同	三木 忠雄君	漁業災害補償法の一部を改正する法律案
同	中村 利次君	漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案
同	加藤 進君	同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を文教委員会に付託した。
同	岩間 正男君	学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会閣法第一一二号)
同	大松 博文君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
同	小柳 勇君	地方公営企業法の一部を改正する法律案(井岡大治君外六名提出)
同	藤原 房雄君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同	中沢伊登子君	臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案可決報告書
同	小笠原貞子君	法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
同	松垣徳太郎君	郵便貯金法の一部を改正する法律案可決報告書
同	小枝 一雄君	同日人事院総裁から、一般職の職員に關する法律に基づく期末手当の支給の特例についての勧告を受領した。
同	栗林 卓司君	
同日委員会において選任した理事は左の通りである。		
外務委員会		
理事 木内 四郎君 (木内四郎君の補欠)		
建設委員会		
理事 古賀雷四郎君 (古賀雷四郎君の補欠)		
理事 中村 禎二君 (中村禎二君の補欠)		
理事 前川 旦君 (前川旦君の補欠)		
同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。		
民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法		

昭和四十九年四月五日 参議院會議録第十六号

四九〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料別)

発行所
東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一一(六代)